

## ～地方税における「従業者」の考え方～

一定規模以上の法人における地方税及び事業所税の申告書作成等において、各社員について「従業者」に含めるべきか否かの判定は悩むところです。

今回は、各税目で微妙に異なる「従業者」の定義について述べていきたいと思います。

### 「従業者」が問題になるケース

地方税において「従業者」に該当するか否かが問題になるのは、

1. 法人事業税における分割基準の判定
2. 法人住民税における均等割額の計算
3. 事業所税における従業者割の免税点の判定

であり、以下それぞれについて説明していきます。

### 分割基準における「従業者」

分割基準における従業者とは、給与等の支払いを受けるべき者であり、経営者である個人及びその親族又は同居人のうち、事業に従事している者で給与の支払を受けない者も、給与の支払を受けるべき者とみなされます。(地方税法施行規則 6 条の 2 の 2 第 1 項)

つまり、給与支給の有無は関係なく、また、常勤・非常勤の区別も無く、労務を提供している者全てが対象になります。具体的には、役員（無給の非常勤役員も含まれます。）、パートタイマー、派遣社員も含まれることとなります。

一方、以下の者は従業者には含まれません。[「地方税法の施行に関する取り扱いについて（道府県税関係）」第 3 章第 2 節 9 の 1 (3)]

1. 会社の研修施設で研修を受けている者
2. 非課税事業を営む従業者
3. 船舶の乗組員
4. 現場作業所の従業者
5. 1 ヶ月以上欠勤している者（ただし、欠勤している期間のみ）

### 均等割額計算における「従業者」

基本的には分割基準の考え方と同じですが、以下の点が異なります。

**Tax Consulting Firm EOS  
Firm News Vol.67 August'21**

1. 事務所や支店のみならず、寮や保養所に勤務する従業員も対象になります。[地方税法の施行に関する取り扱いについて（市町村民税）第2章第1節8]
2. パートタイマー等については、次の式で計算した数字をもって、期末時点の従業者数とすることができます。[地方税法の施行に関する取り扱いについて（市町村民税）第2章第1節11]

算定期間の末日を含む直前1月（※）のパートタイマー等の総勤務時間数÷170

※：3月決算の場合、3/1～3/31

なお、上記1で言う「寮」とは従業員の宿泊、慰安、娯楽などのために設けられた施設のことであり、いわゆる独身寮や社員社宅は含まれません。[地方税法の施行に関する取り扱いについて（市町村民税）第2章第1節9]

### 事業所税の免税点判定における「従業者」

事業所税は、事業所床面積に課される資産割と従業員給与に対し課される従業者割がありますが、従業員数が100人以下の場合、従業者割が免除（＝免税点）されます。（地方税法701条の43第1項）

事業所税で言う「従業者」は、事務所又は事業所に勤務すべき者とされており、勤務場所が事務所等とは言えない場所で勤務している方、例えば船舶の乗組員は除かれることになります。[地方税法の施行に関する取り扱いについて（市町村民税）第9章3（6）イ]

また、以下の者も従業者から除かれます。（地方税法701条の31第1項5号）

1. 障害者（役員は除く）
2. 年齢65歳以上の者（役員は除く）
3. 無給の役員

### まとめ

最後に今まで述べたことを表にまとめました。

**Tax Consulting Firm EOS**  
**Firm News Vol.67 August'21**

○=含める  
 ×=含めない

従業者		事業税・住民税(分割基準)	住民税(均等割)	事業所税(免税点の判定)
出向	出向元が給与を支払う。			出向元…○ 出向先…×
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う。	出向元…× 出向先…○	出向元…× 出向先…○	出向元…× 出向先…○
	出向元と出向先が一部負担			主たる給与を支払う会社…○ 従たる給与を支払う会社…×
日々雇用等の臨時の従業員		○	○(注1)	○(注2)
パートタイマー		○	○(注1)	○(注2)
役員	役員及び使用人兼務役員	○	○	○
	無給の役員	○	○	×
	数社の役員を兼務する役員	(それぞれの会社に)○	(それぞれの会社に)○	(それぞれの会社に)○
	非常勤の役員	○	○	○
休職中の従業者		勤務している期間…○ 勤務していない期間…×	勤務している期間…○ 勤務していない期間…×	算定期間中、一度でも給与等が支払われている…○ 支払われていない…×
中途退職者		×	×	×
保険の外交員		所得税法上の給与等が支払われている…○ 支払われていない…×(注3)	所得税法上の給与等が支払われている…○ 支払われていない…×(注3)	所得税法上の給与等が支払われている…○ 支払われていない…×(注3)
外国又は課税区域外への派遣・長期出張		×	×	×
派遣法に基づく派遣労働者		○	○	派遣先…× 派遣元…○(注4)
常時船舶の乗組員		×	×	×
寮、保養所等の従業者		×	○	×

(注1) なお、人数の計算については、以下の方法で計算した人数でも可。

**算定期間の末日(3月決算の場合、3/31)を含む直前1月のアルバイト、臨時雇いの従業者等の総勤務時間÷170**

(注2) ただし、1日の所定労働時間が正規従業者(フルタイム)の3/4未満の場合は×

(注3) つまり、歩合給のみの支払を受ける外交員は×

(注4) ただし、派遣元であっても課税区域外への派遣であれば×。すなわち、東京都特別区の場合、23区以外の派遣であれば×

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5階

TEL: 03-4577-1801 FAX: 03-4577-1898

E-mail: [accounting@epcs.co.jp](mailto:accounting@epcs.co.jp) <https://www.epcs.co.jp>